青森県産品 PR 用イメージキャラクター「決め手くん」着ぐるみ貸出・使用要領

1 目的

本県の県産品を多くの消費者に印象付け、県産品全体の認知度向上と総合イメージづくりを進めるため、県産品 PR 用イメージキャラクター「決め手くん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し及び使用について必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

着ぐるみの貸し出しは、県産品販売・輸出促進課、各地域県民局地域農林水産部、東京事務所、 各県外情報センターが行う。

3 対象

貸し出しの対象は、県、県内市町村及び関係各機関・団体、教育関係機関のほか、県が適当と認める者とする。

4 貸出物品

決め手くんの着ぐるみ 1セット セット内容:着ぐるみ(頭、胴体、服)、靴、手袋、軍配、袋

5 貸出方法

- (1) 着ぐるみの借り受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、「決め手くん」着ぐるみ借受申込書(様式1)を貸出機関に提出するものとする。
- (2)貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、着ぐるみを貸し出すものとする。
- (3)貸し出しを受ける者(以下「借受者」という。)は、原則として、貸出機関から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

6 料金

貸出料金は無料とする。ただし、運搬に係る経費は借受者の負担とする。

7 その他

借受者が、着ぐるみを破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

8 使用方法

- (1) 借受者は、着ぐるみの使用趣旨に則した利用とする。
- (2) 借受者は、第三者に転貸しないものとする。
- (3) 借受者は、着ぐるみの使用及び使用後の手入れについては別紙の注意事項により取り扱うものとする。

附則

この要領は、平成20年1月23日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

着ぐるみの使用及び使用後の手入れに関する注意事項

- 1 会場の気温、天候等を考慮し、着用者の水分補給や頭部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。
 - また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- 2 原則として、雨天時の、屋外での使用は控えること。
- 3 キャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時の「声出し・頭脱ぎ」は慎むこと。また、 公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 4 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため補助者をつけること。
- 5 使用後は、消臭スプレー等を使用し、手袋は裏返しにして風通しのよいところで陰干しし、十分 に乾燥させてから返却すること。
- 6 着ぐるみは柔らかい素材でできているので、極度に動きの激しい利用を避け、輸送、保管の際の 置き方には十分注意すること。

(連絡先一覧)

担当課	連絡先
県産品販売・輸出促進課	0 1 7 - 7 3 4 - 9 5 7 1
東青地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	0 1 7 - 7 3 4 - 9 9 6 0
中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	0 1 7 2 - 3 3 - 2 9 0 2
三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	0 1 7 8 - 2 3 - 3 7 9 4
西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	0 1 7 3 - 3 5 - 2 3 4 5
上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	0 1 7 6 - 2 3 - 4 2 8 1
下北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	0 1 7 5 - 2 2 - 2 6 8 5
青森県東京事務所	0 3 - 5 2 1 2 - 9 1 1 3
大阪情報センター	06-6341-2184
名古屋情報センター	0 5 2 - 2 5 2 - 2 4 1 2
福岡情報センター	0 9 2 - 7 3 6 - 1 1 2 9